

自治会運営ハンドブック

このハンドブックは、北上市におけるまちづくり・地域づくりの基本的考え方、自治会を対象に行っている事業や市が協力をお願いしている役割について、概要をまとめたものです。毎年度の自治会活動にお役立ていただくとともに、役員等が交代になった際には、引継ぎ時にご活用ください。

初版・令和7年7月発行

北上市まちづくり部地域づくり課

目次

1. 自治会運営

(1) 自治会とは	1
コラム エリア分け	
(2) 主な活動	2
コラム まちづくり3条例	
(3) 組織構成例	3
(4) 主な会議	4
(5) 会計管理	4
(6) 年間スケジュール例	5
(7) 自治会の法人化	5

2. 災害への備え

(1) 自主防災組織	6
(2) 要支援者への対応	7

3. 個人情報

個人情報Q&A

4. 自治会・自治公民館を対象とした各種制度

(1) ごみ	10
(2) 除雪	10
(3) 自治公民館	11
(4) コミュニティ活動	12
(5) 街路灯	12
(6) 公的機関で貸出している物品等	13

5. 地域づくりに関わる組織

(1) 地域づくり組織	14
(2) 交流センター	15
(3) 各種委員（一例）	16

6. 窓口一覧

おわりに	18
------	----

I 自治会運営

(1) 自治会とは

自治会は、一定の区域に住む人々が自主的に構成する任意の自治組織です。区域に住んでいる人は、誰でも自治会員になることができます。

住民が自主的に結成したものであるため、地域によって〇〇自治会、〇〇区民協議会、〇〇集会所等名称が異なります。

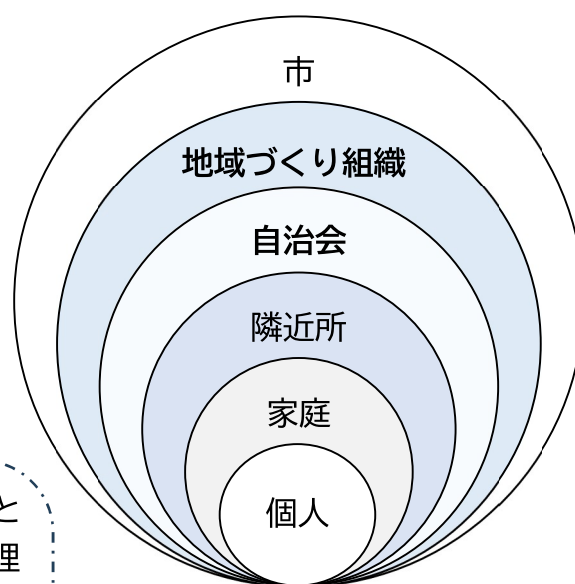
〇何のために

「安全・安心で快適な暮らし」は、地域に暮らす誰もが望んでいることではないでしょうか。しかし、個人や各世帯でそれを実現するのは困難かつ限界があります。

住民同士が協力・連携することで、日常生活の中での様々な地域課題を解決し、住みよいまちにする、それが自治会活動です。



1つの自治会では解決できないことや、地区全体で取り組んだ方が合理的・効果的なことを、地域づくり組織(→p.14)が補完します。



コラム

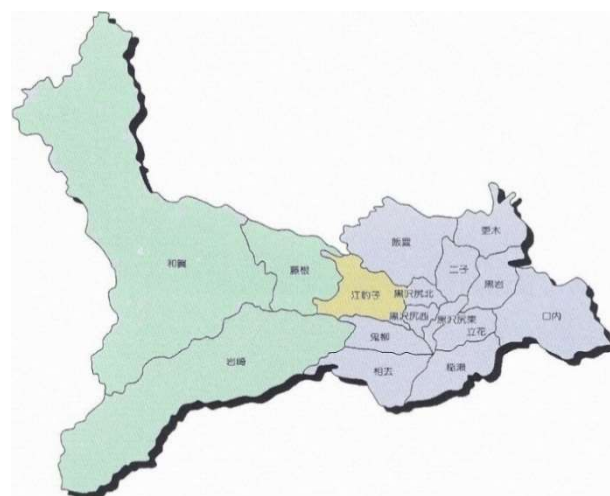
～エリア分け～

・16の地区

黒沢尻3地区を除き昭和の大合併時の旧村エリアであり、概ね小学校区と同一です。

・行政区

市の行政事務の円滑な運営を図るため、市が125の行政区を設置しています。



※「地区」とは、ある観点で区切られた、「地域」よりやや狭い範囲を意味しています。

(2)主な活動

自治会で行う活動は、大きく分けると、地域の課題を解決するための活動と、住民同士の親睦や交流を深めるための活動があります。

地域の課題を解決するための活動

防犯

- ・子どもの見守り活動
- ・防犯パトロール
- ・あいさつ運動
- ・のぼり旗の設置

防災

- ・地域内の危険個所の点検
- ・防災訓練
- ・自主防災組織の結成
- ・講演会や学習会

交通安全

- ・交差点での街頭指導
- ・交通安全の呼びかけ

環境保全

- ・ごみ分別回収の徹底などのマナーアップ活動
- ・ごみ集積所の適正な管理
- ・不法投棄の防止活動

自治会要望

地域では解決できない課題について、「自治会要望」として地域づくり組織を通して、市に要望する仕組みが設けられています。

地域の交流を深めるための活動

- ・お祭り
- ・スポーツ大会
- ・文化活動
- ・世代間交流

コラム

～まちづくり3条例～

北上市には、まちづくりに関する条例が3つ存在します。

自治基本条例

市政における市民参加のあり方や、協働のあり方等を定めた、まちづくりの規範

まちづくりの
規範となる条例

まちづくり協働推進条例

まちづくりに参画したいとする市民の方々の意識の高まりを受け、「市民一人ひとりが主役になって、真の豊かさを実感できる地域社会を実現させる」ための基本的事項や仕組み、体制を定めたもの

協働に関する条例

地域づくり組織条例

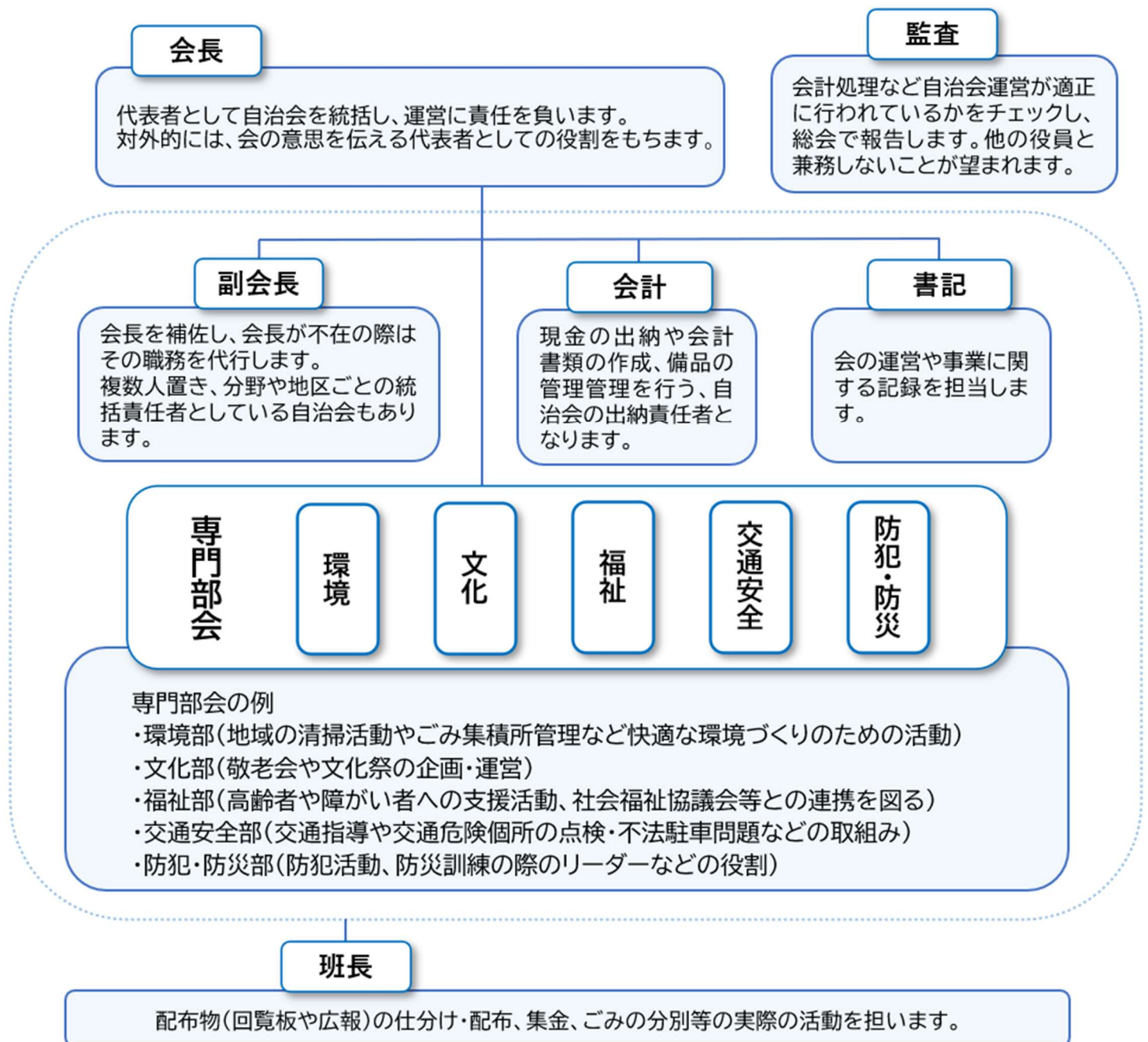
さらなる地域づくりの進展を図るため、地域づくりの定義、地域づくり組織のあり方と位置づけ、地域づくり活動への支援について定めたもの

地域づくり組織に
関する条例

(3)組織構成例

自治会を運営するために大きな役割を担うのが、会長等役員の方々です。特定の人に負担が集中しないよう、それぞれ役割分担をすることが大切です。

※役員の種類や人数は、自治会の規模や運営の仕方によって異なります。



任期については1～3年としているところが多いようです。なお、再任する場合でも、役員は任期ごとに会員の承認を受け、気持ちを新たに取り組むことが重要です。

(4)主な会議

○総会

総会は、会員の総意で町内自治会の方針を決定する大切な会議です。総会では、前年度の事業報告と決算、新年度の事業予定と予算、役員選出等の重要事項について審議し、議決をとります。また、必要に応じて、臨時総会を開催することもあります。

○役員会

自治会を実際に運営するため、情報交換や方針決定等を目的として開催します。役員会への出席役員は規約で定めておく必要がありますが、構成メンバーは自治会の規模等により、状況に応じた構成を考えましょう。

○専門部会

身近な地域課題や住民の要求に対処し、効率的な運営にするために設置されます。専門部会は、それぞれの役割に応じた地域課題を洗い出し、解決に向けて話し合い、実際に活動まで持っていくための会議です。

○会に出席できない人がいる場合

議案に対する意思を表示する方法に、「委任」と「書面表決」があります。

- ・ **委 任** : 事前に委任状を提出してもらい、代理人に権限を委ねる方法
- ・ **書面表決** : 事前に議題を通知し、書面で意思表示や意見を伝える方法

(5)会計管理

自治会のお金は、住民皆さんのものです。お金を適正に扱うことが、住民からの信頼につながります。

会計は、自治会の運営や活動に伴う収入・支出を計算し、出納管理や記録を行う作業です。領収書等の根拠書類の整理・保管、現金や預金通帳、物品の管理等を行います。

○参考様式集

総務省が作成した参考様式を、別冊に掲載しています。〈領収書(会費集金用・支払用)、会費集金補助簿、現金出納帳、預金出納表、科目別台帳、金種表、備品リスト、財産目録、収支計算書〉

帳簿や根拠書類は、いつでも誰にでも見せられるよう、きちんと整理しておきましょう。

(6)年間スケジュール例



(7)自治会の法人化

○認可地縁団体

認可地縁団体とは、自治会や町内会等の「地縁による団体」が、一定の要件を満たし、市長の認可を受けることで法人格を取得した団体のことです。この認可を受けることで、地域的な共同活動をより円滑に行うことができるようになります。

認可を受けるとできること： 自治会名義での契約行為、財産の取得・登記 など
(例) 公民館やごみ集積所の土地・建物、自動車の取得

○認可の主な要件

- ①地域的な共同活動を行っている団体であること。
- ②区域がはっきりと決まっていること。
- ③区域にいる全住民が団体の構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

○認可後に必要な届出

告示事項の内容に変更が生じた場合は、市へ申請が必要です。

告知事項の例： 代表者の氏名及び住所 / 主たる事務所 / 名称 / 区域 など

認可地縁団体に関する手続きの詳細は、北上市ホームページ「地縁団体」に掲載している「認可地縁団体の手引き」をご確認ください。

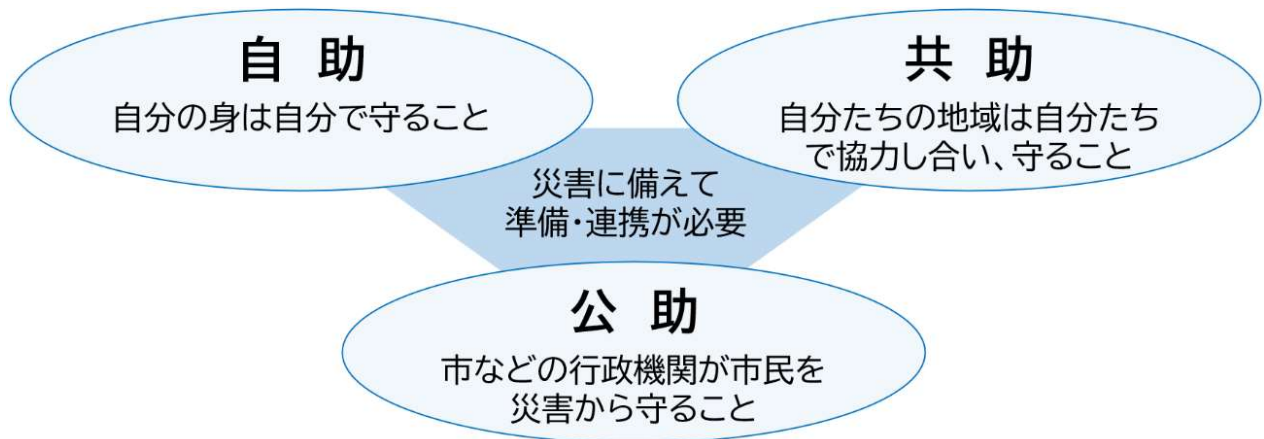
【担当】地域づくり課 地域協働係 TEL 0197-72-8299

2 災害への備え

(1) 自主防災組織

地域の皆さんが、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成し、自発的な防災活動を行う組織です。

地域の防災活動を効果的に行うためには、一人一人がばらばらに行動するのではなく、地域全体で協力し合うことが不可欠です。「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い連携(共助)意識のもと、地域の力を最大限に発揮できる体制として、自主防災組織をつくり、災害に負けないまちづくりを進めていきましょう。



○活動例

<平常時>

- ・防災知識の普及
- ・防災訓練
- ・情報の収集、伝達体制の確立
- ・火気使用設備、器具等の点検
- ・防災資器材の備蓄と整理、点検
- ・地域の危険箇所や避難場所等の把握

<災害時>

- ・情報の収集、伝達
- ・出火防止及び初期消火
- ・避難誘導
- ・救出・救護
- ・避難所運営

【担当】 危機管理課 危機管理係 TEL 0197-72-8305

(2)要支援者への対応

○避難行動要支援者支援制度

災害が起きたときに手助けを必要とする方に対して、消防、警察、社会福祉協議会、自主防災組織、民生委員、近隣の方等、地域が連携して支援する制度です。

災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方の情報を掲載した名簿を作成し、避難支援等関係者に対して、日頃から支援者情報を提供することで、災害時の安否確認や救助支援等に役立てます。

○避難行動要支援者情報提供同意者名簿（同意者名簿）の作成

同意者名簿は、要支援者名簿登録者に対し、市が情報提供同意確認書を送付し、同意の意思の回答により登録します。また、本人からの登録の意思に基づき、登録ができます。

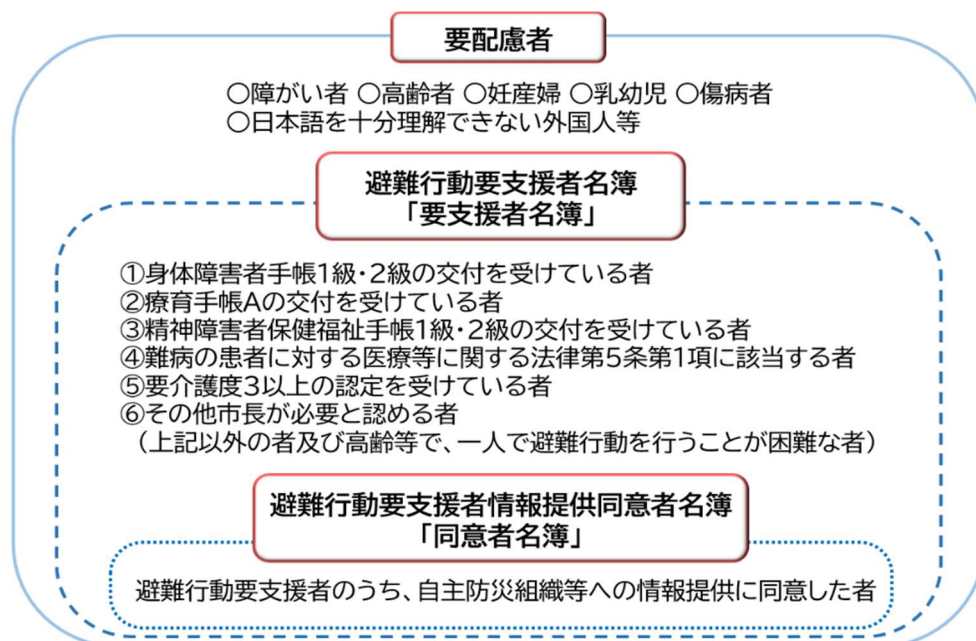
○提供先例

北上地区消防組合消防本部 / 北上市消防団 / 北上警察署 / 自主防災組織 /
北上市社会福祉協議会 / 民生委員

○名簿の取扱いについて

名簿の適切な管理・活用をお願いします。(個人情報の取り扱い→p.8)

自治会及び自主防災組織の代表者(名簿の取扱者)が交代された場合は、新しい代表者へ名簿の引継ぎをお願いします。



【担当】地域福祉課 Tel 0197-72-8213

3 個人情報

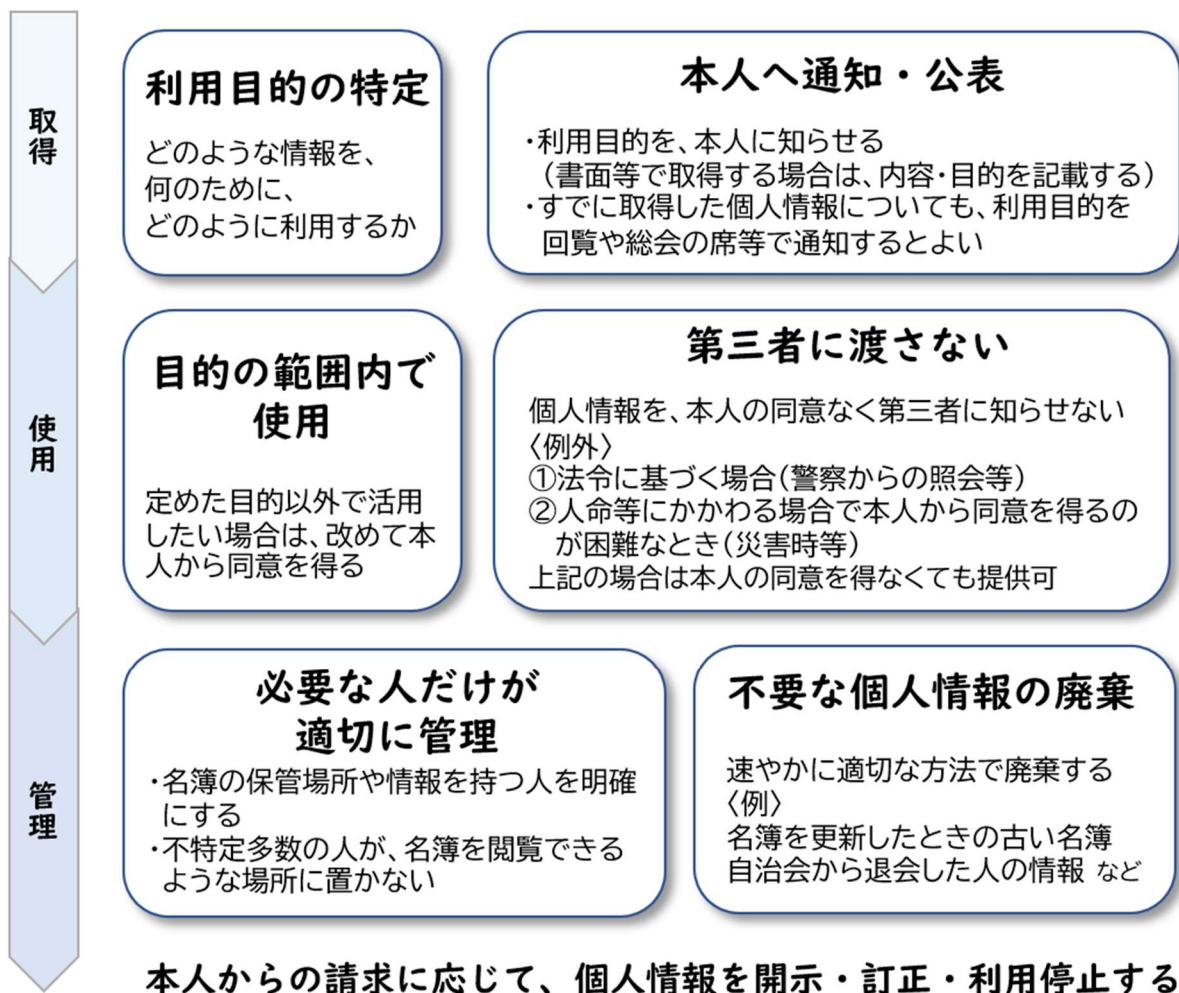
○個人情報とは

生存する個人に関する情報で、氏名、住所、その他の記述等により、特定の個人を識別できるものをいいます。

- ・自治会の当番名簿
- ・氏名と紐づけされた役職表
- ・文書配布先台帳 など

○個人情報保護法と自治会の関係

平成29年5月30日の法改正から、個人情報を取り扱う全ての事業者に「個人情報保護法」が適用されることになりました。自治会は、会員の住所・氏名等の個人情報を取り扱うことから、個人情報取扱事業者とみなされ、個人情報保護法を守る義務があります。



個人情報保護法に関する質問等は、国の個人情報保護委員会が開設した相談窓口までお問い合わせください。

個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

参考：個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp/>

Q1

個人情報に対する意識の高まりから、個人情報の提供に協力してくれない会員が増えたため、町内自治会活動に支障をきたしています。どう対処したらいいでしょうか。

A1

個人情報保護法は、個人の情報を適正に管理することを定めた法律であり、「個人情報を誰にも提供してはならない」という法律ではありません。取得する個人情報は自治会の活動や災害時に必要であること、また、情報は適正に管理していることを周知・説明し、会員の理解を得られるようにしましょう。

Q2

個人情報を取り扱う際の注意等に「同意を得て」という言葉がよく使われていますが、「同意」の確認は口頭でもよいでしょうか。

A2

口頭でも構いませんが、その場合はトラブル回避のため、説明事項を書面にして署名をしてもらう等、記録を残しておくのがよいでしょう。国のガイドラインでは、書面の受領や同意するメールの受信、確認欄でのチェック等も同意を得る方法とされています。

Q3

行事の案内を回覧し、参加する場合は申込一覧表に名前を記入してもらっています。個人情報保護の観点から問題はありますか。

A3

回覧板に記入するものは、自治会外部に提供されないもので、法律上の問題はありません。ただし、他人に見られることに同意できない場合は、記入する必要がない旨を明記しましょう。回答を直接担当者に連絡する方法も加える等、配慮することが望ましいです。

Q4

自治会で発行しているたよりに、会員の写真を掲載しています。会員以外の目に触れることは少ないと思われますが、何か注意する点がありますか。

A4

事前に、写真の利用目的を定めてお伝えいただくとともに、撮影の際はカメラマンの腕章をつける等、撮影を行っていると思われるようにしましょう。また、顔がわからないように遠方から撮影する等の工夫も大切です。

Q5

万が一、町内自治会で保管している個人情報を紛失したり、漏えいしたりした場合、どのような罰則がありますか。

A5

過失による個人情報の漏えいそのものを理由とした罰則はありません(故意に不正な利益を図るために個人情報を第三者に提供した場合は罰則があります。)。ただし、個人情報が漏えいした結果、何らかの被害をこうむった人から民事上の損害賠償請求等を受ける可能性はあります。

4 自治会・自治公民館を対象とした各種制度

○申請方法等詳細については、各担当課にお問い合わせください。

(1) ごみ

自治会が設置するごみ集積所の管理については、集積所内の不法投棄物の処理等を含め、適切に行っていただくようお願いします。

○ごみ集積所整備費の補助

ごみ集積所の新設・改修、カラスよけネットの購入に対して補助金を交付しています。
(予算の範囲内での採択となるので、申請したものが必ず採択されるとは限りません。)

【担当】 北上市公衆衛生組合連合会(環境政策課 ごみ減量係) Tel0197-72-8284

(2) 除雪

○地域除排雪制度

あらかじめ申請のあった、除排雪指定路線以外の市道や小地域ネットワーク※対象者世帯の私道の除排雪作業を行った人に対して報償費をお支払いする制度です。

※小地域ネットワークとは、地域に暮らす65歳以上の高齢者や、65歳未満の障がいがある方等見守り等の援助が必要な人を、近隣住民がネットワークを作り支え合う仕組みのことです。

<対象>

- (1) 除排雪指定路線外の市道の除排雪【道路除雪】
- (2) 対象者世帯が接道する私道の除排雪【支援除雪】
- (3) 除排雪指定路線の除雪に伴う、対象者世帯の出入口の置き雪の除去または市道の横断歩道部の置き雪の除去【置き雪除去】

○軽トラックの無料貸出

2人以上のグループで道路の排雪作業を行う場合に、雪運搬用の軽トラックを無料貸出する制度です。

○排雪作業支援

地域が自主的な活動として市道の排雪作業を行う場合に、排雪機械並びにダンプトラック(運転手付き)を無償で派遣する制度です。

【担当】 道路環境課 維持係 Tel0197-72-8273

(3) 自治公民館

○自治公民館整備費補助金

自治公民館の建物の整備を行う場合、工事費(10万円を超える場合に限る)の3分の1に相当する額を、限度額の範囲内で補助します。

(工事の種類によって要件が異なりますので、事前にご相談ください。)

<対象>

- (1) 新築(建築後25年経過した以後に改築する場合を含む)
- (2) 増築(10平方メートル以上の場合に限る)又は改築
- (3) 修繕
- (4) 上水道に係る給水設備並びに公共下水道及び農業集落排水に係る給排水設備
- (5) 浄化槽の設置

【担当】 生涯学習文化課 生涯学習係 Tel0197-72-8303

○自治公民館活動交付金

毎年4月1日に現に存する自治公民館を対象に活動交付金を交付します。

- (1) 一館 33,000円
 - (2) 各行政区の代表館には、世帯数に応じて加算します。
 - ア 300世帯以上50,000円
 - イ 100世帯以上299世帯以下40,000円
 - ウ 99世帯以下 30,000円
- 交付金は、毎年8月末までに交付します。

【担当】 生涯学習文化課 生涯学習係 Tel0197-72-8303

○コミュニティセンター助成事業

集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に対して助成します。

土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用は助成対象外です。

(一般財団法人 自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として助成するものです。申請したものが必ず採択されるとは限りません。)

【担当】 地域づくり課 地域協働係 Tel0197-72-8299

(4) コミュニティ活動



○一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に対して助成をします。(一般財団法人 自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として助成をするものです。申請したものが必ず採択されるとは限りません。)

【担当】 地域づくり課 地域協働係 Tel0197-72-8299

○思いやり型返礼品事業

ふるさと納税制度の本来の趣旨である「社会貢献」に着目し、当市への寄附を、まちづくりに取り組む個人・団体が行う事業等に「思いやり返礼品(応援金)」として充当します。本事業に関して応募のあった取り組みを市が審査し、採択された場合は、北上市のふるさと納税事業を通して寄附を募り、その一部を応援金として活用することができます。

【担当】 産業雇用支援課 産業連携係 Tel0197-72-8236

(5) 街路灯



夜間の安全及び防犯対策として設置する街路灯は、地域で設置し管理することとしています。灯具の設置又は交換を行う場合は、市へ申請や報告が必要です。

補助金申請等の通知を郵送しますので、市に届け出ている街路灯管理人に変更があるときは、すみやかに市にお知らせください。

○北上市街路灯設置事業費補助金

LED街路灯を設置又はLED街路灯に交換する場合は補助制度があります。例年6月中旬から7月中旬を申請期間としており、詳細は広報及びホームページに掲載します。

○電気料金の市負担

市の設置基準を満たしている街路灯については、市が電気料金を負担します。請求には1月から12月までの電気料金請求内訳書及び領収書の添付が必要です。

【担当】 道路環境課 総務係 Tel0197-72-8272

(6) 公的機関で貸出している物品等

物品等	連絡先
展示用パネル(120×180×3cm)	・生涯学習文化課 72-8303 
車いす・ 聴覚障がい者用呼出機(合図くん)	・障がい福祉課 72-8214 ・北上市社会福祉協議会 64-1212
印刷機(印刷ができる施設) ※料金等は要問合せ	・各地区の交流センター →p.14へ ・生涯学習センター 72-8303
ニュースポーツ用具	・公益財団法人北上市スポーツ協会 (北上総合体育館) 67-6720 FAX 67-6721 
避難所運営ゲーム「HUG」	・岩手県男女共同参画センター 019-606-1761 ・地域づくり課 72-8300

※借りる際に、利用申請書の提出が必要なものもあります。

申請書は北上市ホームページ(QRコード)からダウンロードできます。

5 地域づくりにかかわる組織

(1) 地域づくり組織

地域を代表して、地域づくりに取り組む組織です。16地域ごとに設置されており、具体的には、各地域の自治協議会を指します。

組織を構成する住民の意思により主体的に行動します。また、市と協働してまちづくりを推進するため、地域計画を策定して地域づくりに取り組みます。

「地域を代表して、地域づくりに取り組む組織」とは、自治会等の基礎的コミュニティ、PTA、防犯協会、交通安全協会、老人クラブ等のテーマ別に活動する団体を包括する組織です。

○目的

「地域の目指すべき将来像に向かって」

「それぞれの地域にある固有の魅力、資源を最大限に活用し」

「他の地域との交流及び連携を深め」

「市長等とともに効果的かつ効率的なまちづくりを行う」ことを目的としています。

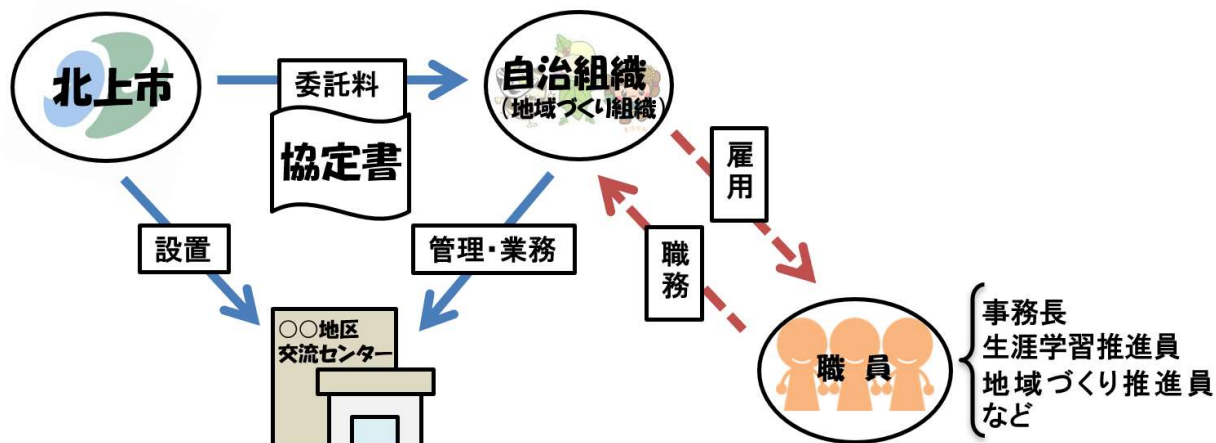
○地域計画

市内16の地域が、それぞれの住民の意見を集約して20年後のビジョン設定を行い、その実現に向けて10年間の目標や計画推進の方向性を策定するものです。



(2) 交流センター

市内16の地域づくり組織と北上市が指定管理の協定を締結し、各地域住民の自主的な学びや地域づくり活動の拠点として運営されています。



○交流センター 連絡先一覧

地区名	電話番号	地区名	電話番号
黒沢尻北地区交流センター	65-1941	口内地区交流センター	69-2001
黒沢尻東地区交流センター	64-7932	稲瀬地区交流センター	65-2441
黒沢尻西地区交流センター	64-0931	相去地区交流センター	67-4355
立花地区交流センター	65-1933	鬼柳地区交流センター	67-4310
飯豊地区交流センター	68-2001	江釣子地区交流センター	77-2468
二子地区交流センター	66-2050	和賀地区交流センター	72-2215
更木地区交流センター	66-2569	岩崎地区交流センター	73-6076
黒岩地区交流センター	64-7525	藤根地区交流センター	73-5299

(3)各種委員（一例）

市から依頼し、地域住民のなかから選出を行っていただく委員等の一例です。この他にも、自治会によって様々な委員があります。

委員名	概要	連絡先
公衆衛生指導員	北上市長から委嘱された、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る委員。不法投棄の防止や、地域内の清掃の実施について指導を行う。	環境政策課 72-8284
食生活改善推進委員	北上市長から委嘱された、市民の健康の増進を図る委員。食生活改善の普及に関することや、健康づくりのための行事等への協力を行う。	健康づくり課 72-8295
保健推進員	北上市長から委嘱された、保健活動を推進する委員。保健事業に関する連携・協力、健康づくりに関する知識の普及、健康診査やがん検診の受診率向上の啓発を行う。	健康づくり課 72-8296
投票管理者・投票立会人	投票事務の管理執行、投票所や期日前投票所の立会いを行う。	選挙管理事務局 72-8234
統計調査員	総務大臣等から任命される非常勤の公務員。統計調査に従事する。調査対象である世帯や事業所への調査票の配布、調査内容の説明、調査票の回収・点検等を行う。	総務課 72-8228
民生委員・児童委員	厚生労働大臣からの委嘱された、地域福祉を担うボランティア。住民からの相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担い、地域の見守り活動を行う。	地域福祉課 72-8213
日本赤十字社北上市地区協賛委員	日本赤十字社は日本赤十字社法に基づき、災害時の救護活動等を「活動資金」と「寄附金」を財源として行う。委員はこの活動資金を募集する活動を行う。	

6 窓口一覧

○自治会からの問い合わせが多い事業と市の担当課一覧

	主な事業	担当課	電話番号
自治会	行政区	地域づくり課 地域協働係	72-8299
	広報紙の配布		
	広報紙の内容	都市プロモーション課 広報コミュニケーション係	72-8230
	外国人相談	地域づくり課 多様性社会推進係	72-8300
	市民相談	市民課 市民相談係	72-8202
固定資産税	公民館等の税の減免	資産税課	72-8211
生涯学習	自治公民館	生涯学習文化課 生涯学習係	72-8303
	出前講座		
環境	ごみの収集・ごみ集積所	環境政策課 ごみ減量係	72-8284
	公園の管理	都市計画課 公園緑地係	72-8279
	市道の維持管理	道路環境課 維持係	72-8273
	街路灯	道路環境課 総務係	72-8272
	野焼き	環境政策課 環境係	72-8281
下水道	公共下水道、マンホール	下水道課 維持普及係	72-8292
土地	土地・家屋	資産税課	72-8211
交通安全	交通安全施設 (路面標示、道路照明、防護柵、カーブミラー等)	地域づくり課 生活安全係 (新規要望は各地域づくり組織p,14へ)	72-8301
防犯	防犯パトロール	地域づくり課 生活安全係	72-8301
防災	防災訓練	危機管理課 危機管理係	72-8306
福祉	民生委員・児童委員	地域福祉課 福祉企画係	72-8213
	高齢者の総合相談 地域包括支援センター	長寿介護課 包括支援係	72-8221
	子育て支援センター	子育て支援課 保育係	72-8260
鳥獣	クマ、シカ等捕獲、被害対策	農業振興課 園芸畜産係	72-8238
施設利用	スポーツ施設	スポーツ推進課 施設係	72-8313
	生涯学習センター	生涯学習文化課 生涯学習係	72-8303
	hoKko	健康づくり課 医療連携係	72-8315
		予約はコンシェルジュカウンターへ	72-8320

～おわりに～

自治会活動の負担が大きくなったら、解散するべき？

自治会のお祭りに参加するのは楽しいけれど、自治会の役員、資金集め、会議への参加、清掃当番、見守りやパトロール、お祭りの準備など、やることがたくさんあって、責任は大きいし負担だな、、、



いも丸くん (二子)



えぶりん (江釣子)

でも、大きな負担だからと言って、自治会活動をなくしてしまうと、多くの人困ってしまうよね。わかりやすい例だと、ゴミ集積所の清掃活動や防犯活動、災害時などがそうだよね。



てんしょうちゃん バナシカ (立花)

自治会の運営が重荷になった時、解散ではなく、効果的に組織を縮小するのはどうか！活動を徐々に縮小することで、多くの人に参加しやすくなるかもしれないよ。



とのも〜 (口内)

従来の回覧板の代わりに、チャットやアプリを使って情報共有する方法もあるよ。共働き家庭や忙しい住民の負担を軽減できるね。



くわちゃん
(更木)

ゴミ収集に関するルールを明確にして、住民一人ひとりが徹底することで、清掃当番の作業負担を減らすこともできるね。

自治会等の地域組織を縮小することは、長年参加してきた人々にとってはさびしいかもしれませんが、しかし地域住民にとって必要な自治会を存続させるためには、時代の変化と共に適応していくことが必要です。運営の負担を軽減して、持続可能な組織に、そしてよりよい地域にしていきたいと思います。

